

銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

1 公売保証金の振込み

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

2 公売保証金の提供時期

公売保証金は、公売保証金の納付期限までに下記口座に入金済みとなる必要があります。

振込手数料は入札者の負担となります。

公売保証金の振込み後は、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

3 振込金領収書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された振込金受領書（原本）、インターネットバンキングを利用した場合、振り込んだ旨を確認できる画面等を出力したものを貼付し、提出してください。

公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送します。

4 最高価申込者とならなかった場合の保証金返還方法

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

5 公売保証金の振込み先

金融機関名	西日本シティ銀行 本店営業部
預金種類	普通預金
口座番号	0714796
口座名義	福岡国税局 歳入歳出外現金出納官吏 ザイムジムカン 財務事務官 カナヤ 金谷 スミト 澄人

※ 振込人氏名の前に売却区分番号を記載してください。

（例） ○○○－○ 国税太郎